

会社	会社名	住友林業株式会社		
概要	従業員数	18,137名（連結）	業種	山林の経営、環境エネルギー事業、木材・建材の仕入・製造・加工・販売、戸建住宅等の建築工事の請負・リフォーム、分譲住宅の販売、不動産の管理・仲介等、その他関連する事業活動を国内外で展開

1. ねらい

住友林業は、多様な働き方を認め社員がやりがいを持って仕事に取り組み、さらに、社員一人ひとりの生活を充実できる職場をめざして、育児・介護諸関連制度の運用や女性活躍推進、時間外労働の削減などに取り組んできました。2013年度からは人事部内に「働きかた支援室」を設置し、育児や介護、キャリアサポート、メンタルヘルス、定年後再雇用などの働き方・キャリアに関する支援窓口を集約。社員が従来以上に相談しやすい体制を整えて、多様な働き方をサポートしています。

2. 施策内容

①長時間労働の抑制と有給休暇取得の促進

- ・リフレッシュ休暇・・・夏季休暇、年末年始休暇とは別に、本人の予定に合わせた連続休暇をリフレッシュ休暇として取得を奨励。
- ・ファミリーフレンドリーデー休暇・・・火、水曜日が定休日の住宅部門の支店において、土日のうち月1日は休暇を取得し、家族との時間や趣味の時間に充てるファミリーフレンドリーデー休暇を整備。
- ・年間10日以上の有給休暇取得推奨・・・各拠点で毎年1月に「年間休暇スケジュール表」を作成し、年間10日間の計画的な有休取得を促進。

②育児・介護中の働き方支援

- ・育児休業取得予定者との面談・・・育休取得予定の社員と上司に加え、人事部担当者も同席する面談を実施し、関連する制度の説明や復職後の働き方についての相談、他の社員の事例紹介等も行う。
- ・法定を上回る育児休業制度・・・子が1歳6ヶ月または1歳到達直後の3月31日までのいずれか長い期間、休業を取得することが可能。
- ・勤務時間の短縮等の制度・・・子が小学校6学年末までの間、始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ、短時間勤務、週休3日制、所定外労働免除の利用が可能。
- ・子の看護休暇および行事休暇・・・小学校6学年末までの子が病気や怪我をした場合、年10日の休暇を時間単位で取得することが可能（100%給与支給）年10日のうち5日までは、子の行事のために利用可能。
- ・法定を上回る介護休業制度・・・家族を介護する社員および契約社員が、対象家族1人につき通算365日の休業を取得することが可能。
- ・家族の介護休暇および傷病休暇・・・家族の介護のため、社員および契約社員が年10日の休暇を時間単位で取得することが可能。年10日のうち5日までは、傷病のための利用が可能。

③その他

- ・在宅勤務制度の導入・・・通勤時間が削減でき、それにより生まれた時間を仕事や家庭生活に活かせること等から2009年度より在宅勤務制度を導入。
- ・配偶者転勤時の異動希望、介護による異動希望の申告制度・・・結婚、配偶者の転勤、育児を理由とする、本人が希望する地域への異動配慮制度を導入している。また、2014年度に介護を理由とする異動希望申告制度も新設。
- ・メンタルヘルスケア・・・「働きかた支援室」内に臨床心理士の資格を有する社員を配置し、2006年度から導入している社外提携EAP*機関「こころの健康相談室」と連携しながら、メンタル疾患へのフォローや復職支援に取り組んでいる。

*EAP(Employee Assistance Program)：従業員援助プログラムと呼ばれる職場のメンタルヘルスサービス

3. 取組実績・効果

- ・リフレッシュ休暇取得率・・・2012年度38%、2013年度42%、2014年度50%と増加。
- ・ファミリーフレンドリーデー休暇取得率・・・2012年度23%、2013年度26%、2014年度30%と増加。
- ・有休取得率・・・2012年30.4%、2013年31.6%、2014年35.2%と徐々に増加。
- ・育休取得者数・・・2012年度21名（男性6名、女性15名）、2013年度41名（男性12名、女性29名）、2014年度40名（男性7名、女性33名）と増加傾向にある。
- ・短時間勤務制度利用者数・・・2012年度29名、2013年度29名、2014年度32名
- ・在宅勤務制度利用者数・・・2012年度15名、2013年度21名、2014年度19名